

令和3年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和3年12月21日(火)午後2時15分～午後3時30分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	梶田 佳孝 委員長 中込 光一 委員 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、建築住宅課、健康課、青少年課
傍聴者	なし

開会 会に先立ち、委員の互選により梶田委員が委員長に選出された。また、委員長代理は大谷委員が選出された。その後、梶田委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告 発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和3年4月15日から令和3年9月1日までに入札公告が行われた案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた大谷委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

(1) ツインシティ大神地区枝線(汚水・雨水)築造工事その45

抽出理由：第1回の入札者16者のうち14者が同額であったことから、予定価格及び競争性について確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

委員：「その45」とのことだが、何回も同じような工事をやっているのか。

事務局：部分的に順次行っており、最終的に区画約60ヘクタール全ての工事が完了するという流れになる。

委員：雨水600mm管とは地図のどの箇所か。

事務局：地図上の太い線になるが、汚水、雨水重なって表記されている。

委員：雨水は4つの管を繋ぎ合わせているのか。

事務局：その通りである。300mmから700mmまでの管となっており、上流は小さく、下流に向かうほど徐々に大きくなっている。

委員：今回の入札参加者は過去の同様の案件にも参加しているのか。

事務局：土木一式のAランクだと大体同じような参加者になる。

委員：今回は同日抽選制限の案件はあったのか。

事務局：土木一式のAランクの案件が他にも1件あり、同日抽選制限の対象となっている。

委員：入札金額は税抜きか。また、失格になった業者が1者おり、他者と比較して1桁少ない金額で入札しているが、これは入力を間違えたのか。

事務局：入札金額は税抜きである。また、過度に低い入札金額については、誤って入力した可能性もあるが、詳細は不明である。

委員：入札金額の明らかな入力誤りがあった際は、訂正を促すのか。

事務局：電子入札システム上での入札となるため、訂正はできない。締め切り時間までに入札した金額で競っていただくことになる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 市営虹ヶ浜西住宅1・2号棟住棟改修工事(建築)

抽出理由：低入札価格調査委員会の調査の内容及び総合評価の評価内容について確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：低入札価格調査の前に「低価格入札に係る条件明示」を業者に提示し、了承を得るとのことだが、過去、了承しない業者がいたことはあるか。

事務局：ある。今回のような営繕工事は単価が全て公表されていないため、業者が意図せず低入札となってしまうこともあると思われる。

委員：今回の業者は「低入札価格調査表」によると、施工図等を外注せず作図するなど金額を抑える努力をしているようだ。

事務局：今回の案件については、業者が努力をして価格を抑えていると言える。

委員：「総合評価方式に関する評価調書」を見ると、技術評価点における落札業者の「優良工事表彰実績」の点数が他者と比べて高いようだ。

事務局：その通りである。今回落札業者の技術点が他者と比べて高いのは「優良工事表彰実績」の点数が高いことが影響していると考えられる。

委員：経済産業省で「健康経営優良法人認定制度」という取り組みを始めており、これは、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優れた健康経営を実践している法人を顕彰する制度である。横浜市などでもこの取り組みを取り入れているようだ。平塚市においても、総合評価の評価項目の中に「ワーク・ライフ・バランス」があるので、参考にさせていただき、今後取り入れていかれてはどうか。

事務局：そのような取り組みがあることは承知している。今後の参考にさせていただきたい。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 新型コロナワクチン接種に係る包括業務委託

抽出理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき契約しているが、落札率が198.24%であることから、落札者決定までの一連の流れを確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【健康課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：年齢の拡大に伴い事務が増え、増額となっているようだが、当初に比べて対象者はかなり増えたのか。

事務局：当初は75歳以上及び65歳以上75歳未満を対象に始まり、途中から12歳にまで対象年齢が引き下げられた。対象人数は1万人程度だが、それに伴い、コールセンターの人数や接種券、ちらしの封入・封緘作業も増えている。

委員：増額にかかる経費はどのように算出しているのか。

事務局：事前に増加分に係る経費について、業者と協議し、算出している。

委員：接種の予約はインターネットを使いスマートフォンなどからできたかと思うが、ここで言うコールセンターはインターネットが使えない方への予約受付業務を担っているということが良いか。

事務局：その通りである。

委員：コールセンターの回線増設に伴い、混雑は緩和されたのか。

事務局：通常平塚市内の人口規模だと10～20回線あれば足りるとされているが、今回は最大40回線まで増設した。しかし、それでも周りからは繋がりにくかったという声が聞かれた。40回線が最適だったのか、何回線まで増やせば十分に足りたのかはわからないが、できる限りの増設を行ったところである。

委員長：増加分の対象人数は1万人程度とのことだが、変更後の契約金額は当初の2倍になっている。これは、当初の見込みが少なかったということか。

事務局：コロナワクチンの接種希望者が予想以上に多かったことが要因だと思われる。当初国の目標は7～8割程度とされていたが、現在85%まで進んでいる。

委員長：今回の業者に決定したのはなぜか。

事務局：コロナワクチン接種が始まる前から、平塚市庁舎内でコロナに関するコールセンター業務を請け負っていたため、経験、知識ともに十分であると判断した。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 平塚市放課後児童健全育成事業（湘南キッズ第2）

抽出理由：1者随契であるが、落札率が125.13%である。その理由を確認したい。（他の平塚市放課後児童健全育成事業の全てにおいても落札率が120%～130%であることから）

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【青少年課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：コロナウイルスに係る加算が増えたため増額となっているが、この「令和2年度平塚市放課後児童クラブに関する委託料算出基準」はコロナウイルスの発生後に改定したものということで良いか。

事務局：その通りである。国の交付要綱があり、コロナウイルスに関する加算項目が増えたため、それに合わせて改定している。

委員：「新型コロナウイルス感染症対策保育料返還加算」とは、もらった保育料を返すということか。

事務局：学童クラブの中が密になる状態だったため、これを解消することを目的に、保護者の方がお子さんを見られる場合は、なるべく学童クラブの利用を控えてほしいと平塚市から要請をしている。この要請に従っていただいた場合、通常月額で保育料を支払っていただいているが、自粛していただいた費用を日割り計算で返還するものである。

委員：補助金のようなものと考えて良いか。

事務局：市から学童クラブに支払っている委託料の中に補助金が含まれているというイメージになる。

委員：実際、利用を控えた家庭が多かったのか。

事務局：令和2年4月から6月の期間に要請を行い、利用率は2～4割程度に抑えられた。市から要請をし、利用を控えた場合のみに適用される加算であり、自ら利用を控えた場合には適用されないものになる。

委員：算出基準は毎年変更されるのか。

事務局：国の実施要項が毎年出るので、それに合わせて毎年変更している。

委員：平塚市独自の算出基準ではないということか。

事務局：その通りである。財源についても、国、県、市が三分の一ずつ負担している。令和2年当時は市内46箇所、49支援単位、現在は49箇所、51支援単位あり、年間各1000万円

程度の委託料が支払われている。

委員：今回の業者は49箇所全ての業務を担っているのか。

事務局：49支援単位中、1箇所の業務を担っている。

委員：1年ごとの契約ということで良いか。

事務局：その通りである。

委員：算出基準があるということは、加算等が見込まれなければ落札率は常に100%になるという考え方で良いか。

事務局：その通りである。

委員：国の算出基準では、児童の人数及び支援員の人数に応じて金額を算出しているのか。

事務局：児童がクラブおよそ40人程で、そこに支援員が2人以上つくことを条件に運営するという基準になっている。さらに障がいのある児童を受け入れた場合の加算や長時間開所をした場合の加算などがあり、選択したメニューに応じて加算されていくイメージである。

委員：掲載されている業者指定理由書が要点のみでわかりにくい。

事務局：放課後児童クラブは昭和49年度に始まり、当初は団体への補助を行っていたが、平成11年度から現在のような業務委託形式に変わっている。放課後児童クラブは地域や学校と連携して運営する必要がある、業者が毎年変わることは児童にとって望ましいものではないという考えから、継続した業者に業務をお願いしている。今後は詳細に記載するようにしたい。

委員長：ほかに質問がなければ次に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後3時30分閉会)